



令和5年度

イコーラム

法律講座

相談会では
ありません。

相続する側、される側の基礎知識

安心してください、法律のプロが解説します。

遺言の書き方は？
生前贈与って？
遺贈って？

家を手放す？
空き家は
どうなる？

不慣れな相続
手続きや
相談先は？

結婚、離婚で
相続は
どうなる？

遺言が見つかったけど
どうしたらいい？



とき

令和5年 7月29日(土) 午後2時～4時

ところ

東大阪市立男女共同参画センター
イコーラム第1・2研修室

講師

たいへい のぶえ
太平 信恵さん (弁護士)

2005年、弁護士登録。2015年、太平綜合法律事務所(大阪市北区)開設。
DV・セクハラ、性暴力被害など女性の権利に関する事件のほか、離婚、子の監護、
相続(遺言、遺産分割等)、後見など家族関係の事件を多く取り扱う。

参加費無料

定員20人

一時保育あり

主催：東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

(指定管理者：ドーン財団(一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団))

令和5年度 法律講座（相談会ではありません。）

- 日時：令和5年7月29日（土）午後2時～4時
- 会場：東大阪市立男女共同参画センター
イコラム 第1・2研修室
- 対象：東大阪市在住・在勤・在学の方優先
- 定員：20人
- 参加費：無料

- 申込方法：
電話またはイコラム窓口（申込時間は休館日を
除く午前9時～午後9時30分）またはメール、FAX、
イコラムホームページの申込フォームに、講座
名・住所・氏名・電話番号・メールアドレス・FAX
番号・年代・参加動機・一時保育の有無（希望する
子どもの氏名・生年月日）をご記入の上、下記まで
お申込みください。
- 申込締切：令和5年7月22日（土）必着
※申込多数の場合は抽選

- 一時保育：1歳半～就学前幼児
定員10人、ひとり200円
7月22日（土）までに要申込

★お申込み・お問合せ★
〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600
東大阪市立男女共同参画センター・イコラム
TEL：072-960-9201
FAX：072-960-9207

E-mail ikoramu@nifty.com
URL <https://www.ikoramu.com>
休館日：月曜日(祝日・振替休日の場合は開館
し翌平日に休館) 及び年末年始（12/29～1/3）



持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年の国連サミットで採択された17の国際社会共通目標(2030年まで)です。目標5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」です。

法律講座「相続する側、される側の基礎知識」申込フォーム イコラム宛

ふりがな			年 代	歳 代
氏 名				
住 所	東大阪市（在住・在勤・在学）・その他			
電話番号	（勤務先・自宅・携帯）	FAX	（勤務先・自宅）	
Eメール	（勤務先・自宅・携帯）			
参加動機				
一時保育 希 望	有 ・ 無	ふりがな	お子様の 生年月日	年 月 日
		お子様のお名前		

※お申込みにあたってお預かりする個人情報は、本事業以外の目的で使用することはありません。

FAX 072-960-9207